

#### Ⅳ 研究ノート

### いじめの国際比較—その実態把握の問題を中心として—

帝京女子短期大学 堀 井 啓 幸

#### はじめに

1993年12月27日、文部省がまとめた「生徒指導上の諸問題の現状」調査によれば、1985年の調査開始以来減り続けてきた学校でのいじめが、92年度は初めて前年を上回ったことがわかった。新聞報道では、山形県新庄市のマット死事件などでいじめへの関心が高まり、学校での掘り起こしが進んだ結果としている（毎日新聞、12月28日朝刊）。文部省も「学級担任が相談できる雰囲気をつくり、問題の早期発見に努めること」として、12月27日付けで個々の教師の責任と自覚を促す異例の通知を出している。

確かに、いじめの問題は学校における教育活動の本質にかかわる問題であり、個々の教師の責任と自覚だけでなく、学校の責任も重く問われるのは当然であるが、一方で何をもちいていじめと判断すべきか、その実態を把握することの難しさもある。

文部省の調査では、いじめを「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」として、学校におけるいじめの件数を把握している。しかし、こうしたいじめについての定義も、実際の小・中・高等学校の児童生徒の問題に当てはめた場合、いわゆるいじめっ子、いじめられっ子の、多様な行為に対する彼ら自身の受け取り方などの違いの問題もあり、各学校、教師の認識によって多様な把握が可能なのである。

日本のいじめの問題だけでなく、外国のいじめの問題にも詳しい稲村博は、外国には日本で問題になっているような陰湿ないじめの実態はないとして、次のようなアメリカの学者の話を引用している（稲村博「いじめ問題—日本独特の背景とその対策—」教育出版 1986年 28ページ）。「……………どうしてそのようなことを日本で騒ぐのか不思議でならない。……………いじめなどは子どもの発達に必要なものであって、そういうものを通して人間としてだんだん成長していくのだし、人間関係を作る基礎ができていく。そして、二人以上いれば強い弱い関係ができるのは当然で、いじめ、いじめられが起こるのはいたって自然であって、そのこと自体は仕方がないのではないか」。

日本においても、こうした考え方に類似した判断基準でいじめ問題を把握している教師は少なからず存在する。しかし、こうした考え方では、いじめが登校拒否や自殺など深刻な事態につな

がる可能性があるという危機的認識が浸透するなかで、「学校での掘り起こし」が進み、統計上、学校でのいじめの件数が増加したのである。

本稿では、ヨーロッパにおけるいじめの実態を報告した一つの文献を手がかりに、そこにみられる諸外国のいじめの実態、いじめの現象を把握する視点を日本の場合と比べながら、我が国におけるいじめ問題の把握の在り方を考察してみたいと思う。

## 1. 文献「Bullying—An International Perspective—」

Edited by Erling Roland & Elaine Munthe in Association with the Professional Development Foundation, David Fulton Publishers 1989

「the Professional Development Foundation (PDFと略す)」は、イギリスに登録されている非営利の研究機関であり、人権弁護にかかわる研究を促進するために作られた。この本は、1987年に、ノルウェーで開かれたいじめに関するヨーロッパ最初の会議の内容をPDFが中心になってまとめたものである。構成は、以下のようになっている（括弧内は、執筆者）。

### 序章 学校におけるいじめ—国際比較の必要性—

#### 第Ⅰ部 いじめの国際比較

1章 イギリスとアイルランドにおけるいじめ（アストリッド・モナ・オームーア）

2章 イギリスの2つのコンプリヘンシブ小学校におけるいじめ

（コリン・イエート、ピーター・K・スミス）

3章 イベリア半島の暴力、いじめとカウンセリング（マリア・マニュエル・バイエラ・デ・フォンセカ、イザベル・フェルナンデス・ガルシア、ガメルシンド・ケヘッド・ペレス）

4章 オランダの学校におけるいじめ（ニーク・デ・クライフ）

5章 イタリアのいじめ（セルジオ・バサリスコ）

6章 北欧のいじめ（イレヌ・マンサー）

#### 第Ⅱ部 いじめ対策についての研究

7章 いじめられやすい子どもへの経営的配慮（バレリー・ベサック）

8章 いじめっ子の取り扱いについての共通の方法（アナトルール・ピカス）

9章 いじめ、悪意のない戯れか殺人か（ミケーレ・エリオット）

10章 いじめについての事例（サイモン・プライエスト）

11章 学級内の対立を静かに解決すること（ジュミー・ウォーカー）

12章 いじめについての正しい解決策（アーンソン・ローランド）

各章の執筆担当者（会議における発表者？）によって、いじめ問題の取り上げ方に違いが見られるが、見方によっては、それが各国のいじめ研究の進捗を示しているとも見られる。例えば、イベリア半島におけるいじめについて、執筆者は「いじめ問題は明らかにあるにもかかわらず、それについての理論的作業をほとんど見つけることはできないという状況である」（36ページ）とみており、ポルトガルの報告では、いじめを社会的暴力や学校制度における差別と結びつけて把握し、いじめの実態への具体的言及は少ない。

本稿では、このような違いを考慮に入れながらも、ヨーロッパ全体でいじめの実態はどうか、どのように研究されているのかという点を中心に、この文献を分析している。その点、第Ⅰ部の事例報告を別の角度からまとめている第Ⅱ部の内容についての分析は省略しているが、機会があれば日本におけるいじめ対策の在り方と関連させて検討したいと考えている。

## 2. ヨーロッパでも深刻になりつつあるいじめ問題

デビッド・A・レーンは、いじめの国際比較が必要な理由について、1987年4月27日にイタリアで自殺した少年の遺書を提示し、こうした事例が、毎日、何百万人の子どもたちが経験している苦痛の一角であり、いじめ問題が潜在化した問題であることを指摘している。そして、個々の国で問題になっているいじめの問題を国際的に調査することによって、いじめの実態を明らかにし、対策を立てるべきことを提唱している（序章）。

アストリッド・モナ・オームアは、いじめが科学的研究のテーマになったのは15年程前からであるが、潜在化していたいじめ問題が明らかになったのは、1987年にノルウェーで開かれた「学校におけるいじめ」についての教師セミナーであったと指摘する。それまでは、「多くの者がいじめの場面に遭遇し、その深刻な不安、苦しみ、みじめさを認知していたにもかかわらず、それを成長における自然のプロセスと捉え、避けられない狂暴なプロセスの一部だとは思わなかった」（3ページ）というのである。

その点、日本に比べ、いじめ問題が社会問題化した時期が若干遅れたにせよ、深刻ないじめは事実としてあったことは間違いのないであろう。ただ、この文献を概観する限り、相変わらずいじめについての実態把握を含む調査研究は、個々の研究者のレベルに留まり、国をあげてこの問題に取り組んでいるところは少ないといえる。

例えば、ヨーロッパにおいて比較的に進んでいると思われるイギリスの場合でも、オームアは、「なぜ、イギリスとアイルランドでは、自己満足や拒否、過小評価によっていじめを封じ込めようとするのか」（11ページ）と批判している。これは、イギリスやアイルランドの学校が多種多様に存在することにも関連する。例えば、中流以上の子どもたちが通う学校と下流家庭の子どもが通う学校、別学制と共学制、寄宿制と通学制、初等学校と中等学校、総合制学校とそうでない学校、国教徒の通う学校とそれ以外の学校と様々な学校が存在し、学校段階の別を除いて

日本のように一律に調査を行うことが難しい状況にある。

しかし、個々の研究者が把握しているいじめの発生率のデータによれば、いじめ体験者の割合は非常に高いと推測される。例えば、イギリスのダーキング（1987年）は、子ども相談機関（Kidscape Primary Kit）に相談した4,000人の子どものうち38%が打ち負かされるに十分ないじめを受けていたと指摘し（4ページ）、ミルズ（1976年）は、L. E. A. 管内の学校調査において、11～16才の少年の5%がいじめられていると報告している（5ページ）。そして、こうした数値は、ノルウェーのデータと比べて約2倍の高さを示しているとまとめている（32ページ）のである。

また、ポルトガルでは、学級集団の異質な年齢構成により、小学校、予備学校、共通中等学校で15～25%の割合でいじめが生じていること（38ページ）、また、スペインのマドリード地域の学校における第3学年、第5学年、第7学年を対象にした調査では、平均して児童生徒の1/5がいじめられていると報告されている（45ページ）。

いじめの定義の仕方ではこれらの発生率は変化すると思われるが、いずれにしても高い割合でいじめが行なわれていることがわかる。日本の調査は、発生学校数、発生件数で示されているので単純な比較は難しいが、参考までに発生率に関わるデータを表1～3に示した。表2、3は、昭和60年に発足した「児童生徒の問題行動に関する検討会議」（通称いじめ検討会議）の行った抽出調査（昭和60年）で、有効回答数は児童生徒及び母親6,213組、教師869人である。

表1 いじめの発生学校数・発生件数

区 分	年 度	公立学校	発生学校	発 生 率	発生件数	1校あたり発 生件数(C/A)
		総数：A	数：B	$B/A \times 100$	：C	
小 学 校	昭和60年度	24,796校	12,968校	52.3%	96,457件	3.9件
	昭和61年度	24,739	6,560	26.5	26,306	1.1
	昭和62年度	24,692	4,497	18.2	15,727	0.6
	昭和63年度	24,658	4,135	16.8	12,122	0.5
	平成元年度	24,608	3,695	15.0	11,350	0.5
	平成2年度	24,586	3,163	12.9	9,035	0.4
中 学 校	昭和60年度	10,346	7,113	68.8	52,891	5.1
	昭和61年度	10,517	4,532	43.1	23,690	2.3
	昭和62年度	10,555	3,061	29.0	16,796	1.6
	昭和63年度	10,585	3,696	34.9	15,452	1.5
	平成元年度	10,578	3,575	33.8	15,215	1.4
	平成2年度	10,588	4,403	32.1	13,121	1.2

高等学校	昭和60年度	4,273	1,818	42.5	5,718	1.3
	昭和61年度	4,178	1,130	27.0	2,614	0.6
	昭和62年度	4,191	948	22.6	2,544	0.9
	昭和63年度	4,189	883	21.1	2,212	0.5
	平成元年度	4,183	969	23.2	2,523	0.6
	平成2年度	4,177	888	21.3	2,152	0.5
計	昭和60年度	39,415	21,899	55.6	155,066	3.9
	昭和61年度	39,434	12,222	31.0	52,610	1.3
	昭和62年度	39,438	8,506	21.6	35,067	0.9
	昭和63年度	39,432	8,714	22.1	29,786	0.8
	平成元年度	39,369	8,239	20.9	29,088	0.7
	平成2年度	38,351	7,454	18.9	24,308	0.6

(注) 昭和60年度は、昭和60年4月1日～10月31日の間の数である。

文部省中学校課内生徒指導研究会編「データに見る生徒指導—生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策について—」第一法規 1992年 22ページに所収

表2 現在のクラスにおけるいじめられている子の有無（児童生徒の回答）（％）

学 校	小 学 校				中 学 校				高 等 学 校		
	小4	小5	小6	平均	中1	中2	中3	平均	高1	高2	平均
有の回答*	60	44	37	47	45	39	19	34	16	16	16

(注) \*実際の調査における質問は「あなたのクラスには、今、いじめられている子がいますか」

表3 担任クラスにおけるいじめられている子の有無（教師の回答）（％）

	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校
いじめられている子 有	21.4	37.5	13.9
いじめられている子 無	67.7	38.5	65.2
担任クラス持っていない	9.5	20.5	19.6

※表2、3とも、文部省中学校課内生徒指導研究会編「データにみる生徒指導」第一法規 1992年 29ページに所収

### 3. 幾つかのデータにみるいじめの特徴比較

いじめの態様については、各国の執筆者によってデータの出し方が異なったり、具体的データが示されていないところもあるので厳密な比較はできないが、会議の開催地であるノルウェーを含むスカンジナビア諸国の結果とほとんど類似していることがそれぞれの国の報告で明らかにされており、その内容は日本における調査結果ともほぼ共通するものである。

表4～8では、我が国の文部省が行っているいじめの態様の調査項目と類似した項目によって調査を行なっているスペインの調査結果を例示した。この調査は、マドリードの3地域10学校、第3学年（8才）、第5学年（10才）、第7学年（12才）のあわせて1,200人の子どもたちを対象として行われた質問紙調査である。いじめについては、「自らを守ることができず、その結果、犠牲者になる人々に対して、個人あるいは集団によって行われ、身体的精神的に繰り返される暴力」（44ページ）と定義し、学級規模は、地域、学校により若干の違いがあるものの、日本とほぼ同じとみてよい（表4）。

全体的傾向でいえば、17.3%の子どもたちが他の子どもをいじめたと認識していること、23.3%がいじめに対して何も行動を起こしていないと報告していることに留意したい（表5）。

少年と少女の違いでみれば、少年のほうがより攻撃的であること、少女のほうがいじめについて教師、友人、親とより多く話していることがわかる（表6）。

公立学校と私立学校では大きな違いはないが、物を隠したり、盗まれたりする割合は、私立学校のほうが多い。また、私立学校の子どもたちの多くがいじめっ子に向かっていくのに対し、公立学校では同じくらいの割合の子どもたちが教師、友人、親にいじめのことを話している（表7）。

年齢別に見るならば、最も若い子どもたちが「この（調査時期の？）学期にいじめられた」割合が高く、年齢が高くなるに従ってその割合は減少している。この傾向は、スカンジナビア諸島のデータと類似しており（48ページ）、対象学年に若干のずれはあるものの日本の場合と異なる点である（表8）。

ちなみに、文部省の調査によっていじめの態様をまとめたものが表9である。日本の場合、いじめは小学校から学年が進むにつれて多くなり、中学校1年生で最も多くなる。小学校では、男女差はあまりないが、中学校、高等学校となるにつれて男子の占める割合が高くなっていく。態様については、小学校では「冷やかしの、からかい」が、中学校、高等学校では「暴力」が最も多くなっている。ヨーロッパ諸国のいじめの場合、「暴力（表中では身体的攻撃）」の占める割合は必ずしも高くない。

表4 調査の対象

地 方	階級・職業	学校数	タ イ プ	学 年	学級規模
レティオ	中流上 知識労働者 役人	4	公立1	3, 5, 7	30, 35
			私立1	3, 5, 7	40
			ローマカトリック 1	3, 5, 7	40
			進歩主義1	3, 5, 7	40
ウセラー ヴィラベルテ	都市部及び近郊 中流下 技術サービス	4	公立2	5, 7	25, 30
			私立2	3, 5, 7	40
パルラ	住宅地域 農業等	2	公立2	3, 5, 7	35~40

\*文献45ページに所収

表5 いじめの調査結果（全体）

質 問 項 目	割 合 (%)
他の子どもからの脅迫	14.5
今学期いじめられた (Bullied this term)	17.2
身体的攻撃	12.7
あざけり	19.3
物を隠されたり盗まれたりした	13.9
拒否	7.2
休み時間	42.1
授業中	20.2
何もしない	23.3
教師、友人、親に言った	38.7
いじめっ子に向かっていった	37.8
他の子をいじめた	17.3

\*文献46ページに所収

表6 少年と少女の違い

質問項目	少女 (%)	少年 (%)
他の子どもからの脅迫	12.3	16
今学期いじめられた (Bullied this term)	19.6	16
身体的攻撃	9.2	14.4
あざけり	19.9	19
物を隠されたり盗まれたりした	12	14.9
拒否	7.3	7.1
休み時間	42.8	41.9
授業中	24.2	18.5
何もしない	21	24.6
教師、友人、親に言った	46.6	32.5
いじめっ子に向かっていった	29.2	42.7
他の子をいじめた	15.5	18

\*文献47ページに所収

表7 公立学校と私立学校の違い

質問項目	私立学校 (%)	公立学校 (%)
他の子どもからの脅迫	15.8	12.6
今学期いじめられた (Bullied this term)	17.9	17
身体的攻撃	14.2	10.3
あざけり	19.5	19.9
物を隠されたり盗まれたりした	16.8	9.4
拒否	6.3	8.5
休み時間	41.3	43.6
授業中	19.7	21
何もしない	22.1	25.9
教師、友人、親に言った	36.8	42.7
いじめっ子に向かっていった	40.8	31.2
他の子をいじめた	14	21

\*文献48ページに所収



表8 学年による違い

質問項目	第3学年(%)	第5学年(%)	第7学年(%)
他の子どもからの脅迫	15.3	10.8	17.3
今学期いじめられた (Bullied this term)	21	18.4	12.4
身体的攻撃	14.4	11.3	13.5
あざけり	18.7	16.5	22.7
物を隠されたり盗まれたりした	19.3	13.8	7
拒否	9.8	7.7	5.4
休み時間	47.7	39.1	38.1
授業中	17.6	20.4	22.1
何もしない	22.1	22.6	22.8
教師、友人、親に言った	39.8	30.5	32.5
いじめっ子に向かっていった	38	46.6	44.5
他の子をいじめた	16	23.6	12.2

\*文献48ページに所収

表9 日本におけるいじめの態様

区分	年度	小学校		中学校		高等学校		計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
言葉での脅し	元年度	2,354件	④15.6%	4,054件	③19.9%	771件	②21.2%	7,179件	③18.4%
	2年度	1,902	④15.9	3,492	③19.8	586	②19.9	5,980	③18.3
冷やかしからかい	元年度	3,757	①24.9	4,643	①22.8	623	③17.1	9,023	①23.1
	2年度	2,884	①24.0	3,948	②22.4	493	③16.7	7,325	①22.5
持ち物隠し	元年度	1,295	⑤8.6	1,314	⑤6.5	134	3.7	2,743	⑤7.0
	2年度	1,033	⑤8.6	1,201	⑤6.8	110	3.7	2,344	⑤7.2
仲間はずれ	元年度	3,385	②22.4	2,745	④13.5	148	4.1	6,278	④16.1
	2年度	2,757	②23.0	2,254	④12.8	127	4.3	5,138	④15.8
集団による無視	元年度	1,052	7.0	1,274	6.3	70	1.9	2,396	6.1
	2年度	760	6.3	1,051	6.0	45	1.5	1,856	5.7
暴力	元年度	2,388	③15.8	4,562	②22.4	1,163	①31.9	8,113	②20.8
	2年度	2,030	③16.9	4,011	①22.7	1,079	①36.7	7,120	②21.8
たかり	元年度	310	2.1	1,090	5.4	504	④13.8	1,904	4.9
	2年度	230	1.9	1,099	6.2	323	④11.0	1,652	5.1

お 節 介	元年度	273	1.8	265	1.3	60	1.6	598	1.5
	2年度	176	1.5	224	1.3	52	1.8	452	1.4
そ の 他	元年度	290	1.9	383	1.9	168	⑤ 4.6	841	2.1
	2年度	227	1.9	371	2.1	129	⑤ 4.4	727	2.2
計	元年度	15,104	100.0	20,330	100.0	3,641	100.0	39,075	100.0
	2年度	11,999	100.0	17,651	100.0	2,944	100.0	32,594	100.0

(注1) 複数回答

(注2) 丸付き数字は、順位を表す。

※文部省中学校課内生徒指導研究会編「データにみる生徒指導」第一法規 1992年 26ページに所収

#### 4. 我が国におけるいじめの実態把握への示唆

このようにヨーロッパにおけるいじめの実態について概観してみると、いじめ問題は日本における特殊なものではないといえる。特に、外国においては、人種的差別に基づくいじめが問題になっているのではないかと当初予測していたが、多民族国家であること、社会体制などに留意しなければならないという指摘はあったものの、その点に関する具体的言及はほとんどなされていなかった。

むしろ、人種差別の問題と関わって留意したいのは、ニーク・デ・クライフがオランダのいじめの実態について述べている文章のなかで、オランダがオランダ人だけでなく、他のヨーロッパ諸国やかつてのオランダの植民地から移住してきた人々によって構成されているという「歴史的背景があるがゆえに、オランダの人々は公正と貧困には極端に敏感である」(54ページ)と指摘していることである。クライフは、オランダの学校における暴力の原因は人種の違いによるものではなく、主に学級規模(「35人以上の学級が珍しくない」54ページ)の問題としている。いじめが、学級、学校という集団のなかで起こるものであることを前提とするならば、子どもの属する集団の規模など根本的なところからいじめ問題を捉え直していかないと、いじめにの本質的な解決は難しいといえる。

各国の報告のなかで、いじめに対して「日本のように国を上げての施策がなされていない」旨の指摘が何度かみられる。その点、我が国のいじめに対する取り組みは高く評価されているとあってよい。しかし、我が国の側からヨーロッパのいじめの取り組みに学ぶべき点は、それぞれの国のそれぞれの研究者の取り組みの起点にあると思われる人権意識である。

第2章では、いじめについて次のように定義している。「我々は以下のような状態の時、若い人々がいじめられていると定義する。他の若い人々やその集団が彼あるいは彼女に不愉快なことを言う時、また、若い人が打たれたり、蹴られたり、脅かされたり、部屋に閉じ込められたりす

る時……」(24ページ)。そして、この文の後に次のような文が続けられている。「これらのことはしばしば起こるかもしれない。そして、若い人が自らを守ることは難しい」。こうしたいじめについての認識は、国は異なっても、ヨーロッパのいじめ研究者が共通に持つ認識のように思える。

すなわち、子どもたちだけでなく、子どもを含んだ社会的弱者が、今の社会のなかで自らを守ることが難しくなっていることを、我々は強く自覚して理解すべきである。クライフがオランダ社会について指摘するように、日本においても、これまでの歴史や現状のなかで存在したあるいは存在する人権問題をそのままにして、いじめの本質的把握は難しいのである。